

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第七十八号」を「第八十号」に改め、同条第二十号中「第七十九号」を「第八十一号」に改め、同条第二十一号中「第八十号」を「第八十二号」に改め、同条第二十二号中「第八十一号」を「第八十三号」に改め、同条第二十三号中「第八十二号」を「第八十四号」に改め、同条第二十四号中「第八十三号」を「第八十五号」に改め、同条第二十五号中「第八十四号」を「第八十六号」に改め、同条第二十六号中「第八十八号」を「第九十号」に改める。

別表農林部の項第三十三号金額の欄ハを次のように改める。

ハ ヨーネ病の検査	
(1) 血清学的検査	八百円
(2) ヨーニン検査	八百円
(3) (1)及び(2)以外の検査	二千五百円

別表都市整備部の項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号金額の欄イ中「第百十九号イ及び第百二十四号イ」を「第百二十一号イ及び第百二十七号イ」に、「七千円」を「八千円」に改め、同欄ロ中「一万四千元」を「二万円」に改め、同欄ハ中「二万四千元」を「三万四千元」に改め、同欄ニ中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万千元」を「三万六千元」に改め、同欄中リを又とし、ホからチまでをへからリまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万九千円
-----------------------------------	-------

別表都市整備部の項第二号中「リ」を「ヌ」に改め、同項第百二十八号中「（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条」を「第十三条」に改め、同号金額の欄中イの前に次のように加える。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を 合算して得た金額	別表都市整備部の項第百二十八号金額の欄イを次のように改める。
---	--------------------------------

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十条第一項の認定又は同法第三十一条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1) 一戸建ての住宅 二千五百円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

（一）床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円

（二）床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万千五百円

（三）床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二万六千円

（四）床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万七千円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

（一）床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円

（二）床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 九千五百円

（三）床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円

（四）床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万七千円

（五）床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七万四千五百円

（六）床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 九万四千円

（七）床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 十一万七千五百円

別表都市整備部の項第二百二十八号金額の欄中ハをへとし、ロをホとし、イの次に次のように加える。

ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ハ	(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万円
	(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千元
	(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
	(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万円
ヘ	(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万七千五百円
	(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十一万五千元
	(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十六万五千元
	イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
ニ	(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
	(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万円
	(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万千元
	(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
ロ	(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万九千元
	(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三万三千元
	(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万五百円
	(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九万千五百円
イ	イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
	(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
	(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千五百円
	(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万六千五百円
の	(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
	(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万九千五百円
	(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
八万七千五百円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの
十二万八千円

別表都市整備部の項中第二百二十八号を第三百十号とし、第二百二十七号を削り、同項第二百二十六号中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「第二百二十四号金額の欄イ」を「第二百二十七号金額の欄イ」に、「第二百二十四号金額の欄ロ又はハ」を「第二百二十七号金額の欄ロからニまで」に、「当該ロ又はハ」を「当該ロからニまで」に改め、同号を同項第二百二十九号とし、同項第二百二十五号中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第二百二十三号」を「第二百二十六号」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同号金額の欄中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千五百円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万六千五百円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二万九千五百円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
五万円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
八万七千五百円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの
十二万八千円

別表都市整備部の項中第二百二十五号を第二百二十八号とし、同項第二百二十四号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「又はハ」を「からニまで」に改め、同号金額の欄イ(1)中「七千円」を「八千円」に改め、同欄イ(2)中「一万四千元」を「二万円」に改め、同欄イ(3)中「二万四千元」を「三万四千元」に改め、同欄イ(4)中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万円」を「三万六千元」に改め、同欄イ中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの

別表都市整備部の項第二百二十四号金額の欄中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第十二条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（(2)に掲げるものを除く。）

(一) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千円

(ロ) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万六千円

(二) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二万七千円

(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四万三千円

(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六万八千円

(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 八万八千円

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項及び第十二条第三項の規定に基づくものに限る。）

(一) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 七千円

(ロ) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 八千円

(二) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万三千五百円

(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万五千五百円

(ハ)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万四千円
(ニ)	床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	四万四千円

別表都市整備部の項中第二百二十四号を第二百二十七号とし、同項第二百二十三号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に、「及びロ(2)並びに第二百二十五号イ(2)及びロ(2)」を「ロ(2)及びニ(2)並びに第二百二十八号イ(2)、ロ(2)及びニ(2)」に改め、同号金額の欄中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニイ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものの		
(1)	一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一)	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万九千円
(二)	床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万三千円
(2)	住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万九千円
(二)	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万円
(三)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万五千円
(四)	床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十五万六千円

別表都市整備部の項中第二百二十三号を第二百二十六号とし、第二百二十二号を削り、同項第二百一十一号中「第一百十九号金額の欄イ」を「第二百一十一号金額の欄イ」に、「第一百十九号金額の欄ロ又はハ」を「第二百一十一号金額の欄ロからニまで」に、「当該ロ又はハ」を「当該ロからニまで」に改め、同号を同項第二百二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

百二十四	建築物	建築物エ	申請に係る特定建築行為を行うとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額
	のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一	エネルギー消費性能適合性判定手数料	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記
	は第十二条第二		

項の規定に基づ
く建築物エネ
ルギー消費性能適
合性判定

載された同条第一項に規定する建築物エ
ネルギー消費性能向上計画が同法第三十
条第一項の認定又は同法第三十一条第一
項の変更の認定を受けたことを示す書類
が提出された場合

(1) 一戸建ての住宅 五千元

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定
める額

- (一) 床面積の合計（知事が別に定める
建築物については、共用部分の床面
積を除く。以下(二)から(四)まで、ロ(2)
及びニ(2)並びに次号イ(2)、ロ(2)及び
ニ(2)並びに第三百十号イ(2)、ロ(2)及
びニ(2)において同じ。）が三百平方
メートル未満のもの 一万千円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル
以上二千平方メートル未満のもの
二万三千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル
以上五千平方メートル未満のもの
五万二千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル
以上のもの 九万四千円
- (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部
分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次
に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル
未満のもの 一万千円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル
以上千平方メートル未満のもの
一万九千円
- (三) 床面積の合計が千平方メートル以
上二千平方メートル未満のもの

四	床面積の合計が二平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万千円
五	床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	九万四千円
六	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十四万九千円
七	床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十八万八千円
ロ	イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
一	一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
一	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	四万円
二	床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	四万四千円
二	住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
一	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万円
二	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十三万五千元
三	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十三万円
四	床面積の合計が五千平方メートル	

以上のもの 三十三万円

ハイ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万二千元

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 三万八千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

(三) 床面積の合計が二千平方メートル 六万六千円

以上五千平方メートル未満のもの
十二万千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十八万三千円

ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万九千円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 三万三千元

以上のもの 三十三万円

ハイ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万二千元

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定
める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 三万八千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

(三) 床面積の合計が二千平方メートル 六万六千円

以上五千平方メートル未満のもの
十二万千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十八万三千円

ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万九千円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 三万三千元

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定
める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル
未満のもの 五万九千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル
以上二千平方メートル未満のもの 十
万円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル
以上五千平方メートル未満のもの 十
七万五千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル
以上のもの 二十五万六千円

ホ イ以外の場合で、建築物エネルギー消
費性能基準等を定める省令第一条第一項
第一号イに定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め
る額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未
満のもの 二十六万七千円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以
上千平方メートル未満のもの 三十
三万四千円

(3) 床面積の合計が千平方メートル以上
二千平方メートル未満のもの 四十
三万二千円

(4) 床面積の合計が二千平方メートル以
上五千平方メートル未満のもの 六十
一万六千円

(5) 床面積の合計が五千平方メートル以
上一万平方メートル未満のもの 七十
五万九千円

(6) 床面積の合計が一万平方メートル以
上二万五千平方メートル未満のもの

		八十九万八千円 (7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 百二十四千円 へ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十万二千円 (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十三万円 (3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万千円 (4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円 (5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万二千円 (6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万五千円 (7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万円 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エ
百二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第二項又は第十二條第三項の規定に基づ	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	

く建築物エネルギー消費性能適合性判定

エネルギー消費性能向上計画が同法第三十条第一項の認定又は同法第三十一条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1) 一戸建ての住宅 二千五百円
(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二万六千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万七千円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 九千五百円

(三) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円

(四) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万七千円

(五) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

	(六)	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	七万四千五百円
	(七)	床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十一万七千五百円
ロ		イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
	(1)	一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
	(一)	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万円
	(二)	床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千円
	(2)	住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
	(一)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万円
	(二)	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万七千五百円
	(三)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十一万五千元
	(四)	床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十六万五千元
ハ		イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
(1)		一戸建ての住宅 次に掲げる区分に	

応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万三千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六万五百円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万五千五百円

ニ

イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項

第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千五百円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万六千五百円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二万九千五百円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル

以上二千平方メートル未満のもの	五万円
(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万七千五百円
(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万八千円
ホ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十三万三千五百円
(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十六万七千円
(3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十一万六千円
(4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三十万八千円
(5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十七万九千五百円
(6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四十四万九千円
(7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	五十一万二千元
ヘ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの	

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万千円
(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	六万五千円
(3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万五千五百円
(4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千五百円
(5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十八万千円
(6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万七千五百円
(7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十五万五千円

別表都市整備部の項第二百十号金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ	イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものの
(1)	一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
(一)	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千五百円
(二)	床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万六千五百円
(2)	住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
(一)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二万九千五百円

(二)	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万円
(三)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万七千五百円
(四)	床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万八千円
別表都市整備部の項中第二百十号を第二百二十二号とし、同項第百十九号中「又はハ」を「からニまで」に改め、同号金額の欄イ(1)中「七千円」を「八千円」に改め、同欄イ(2)中「一万四千元」を「二万円」に改め、同欄イ(3)中「二万四千元」を「三万四千元」に改め、同欄イ(4)中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万千元」を「三万六千元」に改め、同欄イ中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。		
(5)	床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万九千円

別表都市整備部の項第百十九号金額の欄中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第十二条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額		
(1)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（(2)に掲げるものを除く。）	
(一)	一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(イ)	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千元
(ロ)	床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万六千元
(二)	住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(イ)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万七千元
(ロ)	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万三千元
(ハ)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万八千元
(ニ)	床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	八万八千元

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条
第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項及び第十二条第三項の規定に基づくものに限る。）

(一) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 七千円

(ロ) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 八千円

(二) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万三千五百円

(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万千五百円

(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三万四千円

(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万四千円

別表都市整備部の項中第百十九号を第百二十一号とし、同項第百十八号金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万九千円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 三万三千円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五万九千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十万円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十七万五千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 二十五万六千円

別表都市整備部の項中第百十八号を第百二十号とし、第百十五号から第百十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第百十四号中「第百十二号金額の欄イ」を「第

百十四号金額の欄イ」に、「第百十二号金額の欄ロ又はハ」を「第百十四号金額の欄ロからニまで」に、「当該ロ又はハ」を「当該ロからニまで」に改め、同号を同項第百十六号とし、同項中第百十三号を第百十五号とし、同項第百十二号中「又はハ」を「からニまで」に改め、同号金額の欄イ(1)中「七千円」を「八千円」に改め、同欄イ(2)中「一万四千元」を「二万円」に改め、同欄イ(3)中「二万四千元」を「三万四千元」に改め、同欄イ(4)中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万千元」を「三万六千元」に改め、同欄イ中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの
三万九千元

別表都市整備部の項第百十二号金額の欄中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第十二条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（(2)に掲げるものを除く。）

(一) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千元

(ロ) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万六千元

(二) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二万七千元

(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四万三千元

(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六万八千元

(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 八万八千元

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項及び第十二条第三

項の規定に基づくものに限る。)

(一) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 七千円

(ロ) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 八千円

(二) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万三千五百円

(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万五千五百円

(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三万四千円

(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万四千円

別表都市整備部の項中第百十二号を第百十四号とし、同項第百十一号中「第百十三号」を「第百十五号」に、「第百十四号」を「第百十六号」に改め、同号を同項第百十三号とし、同項中第九十三号から第百十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九十二号中「第八十七号」を「第八十九号」に改め、同号を同項第九十四号とし、同項中第八十六号から第九十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八十五号中「三万三千元」の下に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合にあつては、二万六千五百円)」を加え、同号を同項第八十七号とし、同項中第八十四号を第八十六号とし、第八十三号を第八十五号とし、同項第八十二号中「一万六千元」を「二万二千元」に、「一万千元」を「二万円」に改め、同号を同項第八十四号とし、同項中第十二号から第八十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「リ」を「ヌ」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号金額の欄ニ中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万円」を「二万七千元」に改め、同欄中リをヌとし、ホからチまでをへからリまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの
三万三千元

別表都市整備部の項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 建築基準法第七條第一項又は	要確認特定建築行	第七号金額の欄イ又はロの額(昇降機を含む建築物については、同欄イ又はロの額に
-----------------	----------	--

第十八条第二十 項の規定に基づ く建築物に關す る完了検査（建 築物のエネルギー 消費性能の向 上等に関する法 律第十一条第一 項又は第十二条 第二項の規定に 基づく特定建築 行為の場合に限 る。）	為又は要 通知特定 建築行為 に係る建 築物に關 する完了 検査手数 料	前号金額の欄イ又はロの額を加算した額） に、申請に係る特定建築行為を行おうとす る一の建築物ごとに次に定める額を加算し た金額 イ 床面積の合計（知事が別に定める算定 方法によって算定したものをいう。以下 この号並びに第二百二十四号イ(3)、ホ及び へ並びに第二百二十五号イ(3)、ホ及びへ並 びに第三百十号イ(3)、ホ及びへにおいて 同じ。）が三十平方メートル以内のもの 三千元 ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超 え百平方メートル以内のもの 五千元 ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え 二百平方メートル以内のもの 六千元 ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超 え三百平方メートル以内のもの 七千元 ホ 床面積の合計が三百平方メートルを超 え五百平方メートル以内のもの 八千元 ヘ 床面積の合計が五百平方メートルを超 え千平方メートル以内のもの 一万千円 ト 床面積の合計が千平方メートルを超え 二千平方メートル以内のもの 一万六千円 チ 床面積の合計が二千平方メートルを超 え一万平方メートル以内のもの 四万千円 リ 床面積の合計が一万平方メートルを超 え五万平方メートル以内のもの 六万六千円 ヌ 床面積の合計が五万平方メートルを超 えるもの 十三万三千円
---	---	--

別表都市整備部の項第六号中「次号」の下に「及び第九号」を加え、同号金額

の欄イ中「一万四千元」を「一万七千元」を「二万四千元」に、「二万四千元」を「三万四千元」に、「五百平方メートル以内」を「三百平方メートル以内」に、「三万五千元」を「三万七千元」に改め、同欄イ中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの
四万二千元

別表都市整備部の項第六号金額の欄ロ中「五百平方メートル以内」を「三百平方メートル以内」に、「三万三千元」を「二万八千元」に改め、同欄ロ中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの
三万六千元

別表都市整備部の項第六号を第七号とし、同項第五号中「第一百十二号ハ、第一百十九号ハ及び第二百二十四号ハ」を「第一百十四号ニ、第二百十一号ニ及び第二百二十七号ニ」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 建築基準法第六条第一項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項ただし書（同条第二項において	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（ロに掲げるものを除く。） 第一号金額の欄イからヌまでの額（昇降機を含む建築物については、前号金額の欄イからニまでの額）に、次に定める額を加算した金額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千元 (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万六千元
--	--	---

準用する場合を含む。）又は第十二条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二万七千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四万三千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六万八千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 八万八千円

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項及び第十二条第三項の規定に基づくものに限る。）
第一号金額の欄イからヌまでの額（昇降機を含む建築物については、前号金額の欄イからニまでの額）に、次に定める額を加算した金額

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 七千円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 八千円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万三千五百円

	(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万千五百円 (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三万四千円 (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万四千円	

第二条
 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第一号中「第百二十一号イ及び第百二十七号イ」を「第百二十六号イ及び第百三十二号イ」に改め、同項第六号中「第百十四号ニ、第百二十一号ニ及び第百二十七号ニ」を「第百十九号ニ、第百二十六号ニ及び第百三十二号ニ」に改め、同項第九号中「第百二十四号イ(3)」を「第百二十九号イ(3)」に、「第百二十五号イ(3)」を「第百三十号イ(3)」に、「第百三十号イ(3)」を「第百三十五号イ(3)」に改め、同項中第百三十号を第百三十五号とし、同項第百二十九号中「第百二十七号金額の欄イ」を「第百三十二号金額の欄イ」に、「第百二十七号金額の欄ロ」を「第百三十二号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百三十四号とし、同項第百二十八号中「第百二十六号」を「第百三十一号」に改め、同号を同項第百三十三号とし、同項中第百二十七号を第百三十二号とし、同項第百二十六号中「第百二十八号イ(2)」を「第百三十三号イ(2)」に改め、同号を同項第百三十一号とし、同項中第百二十五号を第百三十号とし、同項第百二十四号中「第百三十号イ(2)」を「第百三十五号イ(2)」に改め、同号を同項第百二十九号とし、同項第百二十三号中「第百二十一号金額の欄イ」を「第百二十六号金額の欄イ」に、「第百二十一号金額の欄ロ」を「第百二十六号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二十八号とし、同項中第百十七号から第百二十二号までを五号ずつ繰り下げ、同項第百十六号中「第百十四号金額の欄イ」を「第百十九号金額の欄イ」に、「第百十四号金額の欄ロ」を「第百十九号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二十一号とし、同項中第百十五号を第百二十号とし、第百十四号を第百十九号とし、同項第百十三号中「第百十五号」を「第百二十号」に、「第百十六号」を「第百二十一号」に改め、同号を同項第百十八号とし、同項中第百一号から第百十二号までを五号ずつ繰り下げ、第百号の次に次の五号を加える。

百一	宅地造成	宅地造成	イ	盛土又は切土をする土地（以下この号
----	------	------	---	-------------------

百二 宅地造成及 び特定盛土等規	び特定盛土等規 制法（昭和三十 六年法律第九 十一号）第十二 条第一項又は第 三十条第一項の 規定に基づく工 事の許可の申請 に対する審査（次 号に規定する審 査を除く。）
土石の堆 積に關す	又は特定 盛土等に 關する工 事の許可 申請手 料
イ 土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートル以内のもの 一万二千円	及び第百三号において「盛土等の土地」という。）の面積が五百平方メートル以内のもの 一万六千円 ロ 盛土等の土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 二万八千円 ハ 盛土等の土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 四万円 ニ 盛土等の土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 五万八千円 ホ 盛土等の土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 七万三千円 ヘ 盛土等の土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 九万七千円 ト 盛土等の土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 十五万円 チ 盛土等の土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの 二十三万円 リ 盛土等の土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの 三十六万二千円 ヌ 盛土等の土地の面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの 五十一万六千円 ル 盛土等の土地の面積が十万平方メートルを超えるもの 六十七万円

制法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく工事の許可の申請に対する審査（土石の堆積（同法第二条第四号に規定する土石の堆積をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）	る工事の許可申請手数料	ロ 土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 一万五千元 ハ 土石の堆積をする土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 一万九千元 ニ 土石の堆積をする土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 二万三千元 ホ 土石の堆積をする土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 三万円 ヘ 土石の堆積をする土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 三万四千元 ト 土石の堆積をする土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 四万二千元 チ 土石の堆積をする土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの 五万七千元 リ 土石の堆積をする土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの 七万七千元 ヌ 土石の堆積をする土地の面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの 十一万二千元 ル 土石の堆積をする土地の面積が十万平方メートルを超えるもの 十三万四千元
百三 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十条第一項の規	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画	変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が六十七万円を超えるときは、その手数料の額は六十七万円とする。 イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

定に基づく工事の計画の変更の許可の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	の変更許可申請手数料	の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。） 盛土等の土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土等の土地の面積、盛土等の土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土等の土地の面積）に応じ第百一号金額の欄に定める額に十分の一を乗じて得た金額 ロ 新たな土地の盛土等の土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 新たに編入される盛土等の土地の面積に応じ第百一号金額の欄に定める金額 ハ その他の変更 一万千円
百四 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定に基づく工事の計画の変更の許可の申請に対する審査（土石の堆積に係るものに限る。）	土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料	変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が十三万四千円を超えるときは、その手数料の額は十三万四千円とする。 イ 土石の堆積に関する工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。） 土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ第百二号金額の欄に定める額に十分の一を乗じて得た金額 ロ 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更 新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ第百二号金額の欄に定める金額 ハ その他の変更 一万千円

百五 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八十八条の規定に基づく宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付	宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明書の交付手数料	イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けた工事の場合 千二百円 ロ イ以外の場合 六千四百円
---	-------------------------------	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第一号（次項に掲げるものを除く。）、第二号（金額の欄イの規定に限る。）、第八十四号、第八十七号、第百十四号、第百二十一号、第百二十四号及び第百二十七号の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第一号（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、第二号（金額の欄ロ及びハの規定に限る。）、第七号、第九号、第十二号、第十三号、第百十六号、第百二十三号及び第百二十九号の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日

前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。